

【資料 2】

日本型直接支払交付金事業実績等

- (1) 多面的機能支払交付金の令和 7 年度実績
- (2) 中山間地域等直接支払交付金の令和 7 年度実績及び第 6 期対策における棚田地域振興活動加算の目標設定について
- (3) 環境保全型農業直接支払交付金の令和 7 年度実績

日本型直接支払制度 について

①中山間地域等直接支払制度 ②多面的機能支払制度 ③環境保全型農業直接支払制度

① 中山間地域等直接支払制度の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等で、農業生産条件の不利を補い、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

農業生産活動を継続するための活動

(水路や農道の管理活動、鳥獣被害防止対策、周辺林地の管理活動など)



農道の管理活動



鳥獣被害防止柵の設置



周辺林地の管理活動

ネットワーク化による体制整備のための取組

(ネットワーク化活動計画の作成)

農業生産活動を継続するための活動と併せて、ネットワーク化活動計画を作成すると、10割の交付単価となります。

加算措置

地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合、交付単価に所定額が加算されます。
(超急傾斜農地の保全活動や協定のネットワーク化、スマート農業の取組など)

交付単価

(円/10a)

田		畑		草地			採草放牧地	
急傾斜 (1/20以上)	緩傾斜 (1/100以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)	草地比率の高い 草地 (寒冷地)	急傾斜 (15°以上)	緩傾斜 (8°以上)
21,000	8,000	11,500	3,500	10,500	3,000	1,500	1,000	300

加算措置	単価	備考
①棚田地域振興活動加算	10,000円/10a(急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上)	各加算措置に対応する目標設定が必要です。
	14,000円/10a(超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上)	
②超急傾斜農地保管理加算	6,000円/10a(田、畑)	
③ネットワーク化加算	最大 10,000円/10a(田、畑、草地、採草放牧地)	
④スマート農業加算	5,000円/10a(田、畑、草地、採草放牧地)	
⑤集落機能強化加算の経過措置	3,000円/10a(田、畑、草地、採草放牧地)	

対象地域：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法によって指定された地域及び、農林統計上の中間・山間農業地域等

対象者：集落協定等に参加して、5年間以上継続して耕作を行う農業者等

制度の詳細については、市町村担当課もしくは最寄りの農林振興局（西白根支庁）にお問い合わせください。

② 多面的機能支払制度の概要

農業・農村の国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。



農地維持支払交付金

農業者のみで構成する組織でも取り組みます。



資源向上支払交付金 (共同活動)

地域住民を含む組織で取り組みます。



資源向上支払交付金 (長寿命化)

農業者のみで構成する組織でも取り組みます。



多面的機能支払交付金を活用しよう

基本交付単価

(単位: 円/10a)

地目	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動) ※1,2,3	①と②に 取り組む場合	③資源向上支払 (長寿命化) ※4,5	①,②及び③に 取り組む場合 ※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※7	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

- ※1: 農地・水保全管理支払の取組を含め5年以上継続している農用地は、②に0.75を乗じた単価が適用されます。
- ※2: ②の資源向上支払(共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組む必要があります。
- ※3: 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区は、②の単価は5/6を乗じた単価となります。
- ※4: 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新を実施します。
- ※5: 本単価は、交付上限額になります。
なお、直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額となります。
- ※6: ①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は75%となり、田の場合、合計で9,200円/10aとなります。
- ※7: 畑には樹園地を含みます。

③ 環境保全型農業直接支払制度の概要

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援します。

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う次のいずれかの営農活動に取り組むことで、交付を受けることができます。



地球温暖化防止効果の高い取組 (炭素貯留効果の高い堆肥の施用、緑肥の施用など)



堆肥の施用



緑肥の施用

生物多様性保全効果の高い取組 (国際水準の有機農業など)



国際水準の有機農業

○国際水準の有機農業とは？
有機JAS認証の取得又は有機JAS認証が可能な水準での取組

【第2期対策 (R7年度) からの交付要件の主な変更点】

○全国共通取組の内容変更

カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培の取組が緑肥として統合され、総合防除、炭の投入が新たな取組として追加

○有機農業の拡大に向けた移行期の重点支援

有機農業の取組において、移行期(一定期間)の取組を重点的に支援するため、交付単価を2,000円増額

○地域特認取組の見直し

冬期湛水管理の取組は、多面的機能支払交付金の取組として移管

【交付単価】

		対象取組	交付単価 (円/10a)
全国共通 取組	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り*1、2,000円を加算	
		そば等雑穀、飼料作物	3,000
		堆肥の施用*2	3,600
		緑肥	5,000
	総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
		そば等雑穀、飼料作物	2,000
	炭の投入	5,000	

*1 土壌分析を実施するとともに、たい肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施

*2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のこと

【対象者】

農業者の組織する団体や、一定の条件を満たす農業者

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付するため、申請額が予算額を上回った場合には3交付金が減額されることがあります。

各地で地域の絆が深まっています。

～日本型直接支払の活動に参加してみませんか～




お問い合わせは、各市町村の担当部・課へお願いします。

県の担当課は下記のとおりとなります。

宮崎県農政水産部 農村整備課土地改良施設保全担当

電話 0985-26-7143

県各出先機関 担当課 ①中山間地域等直接支払制度 ②多面的機能支払制度 ③環境保全型農業直接支払制度

宮崎県中部農林振興局

地域農政企画課
電話 0985-26-7279

農村整備課
電話 0985-26-7281

農畜産課
電話 0985-26-7280

宮崎県南那珂農林振興局

農政水産企画課
電話 0987-23-4312

農村整備課
電話 0987-23-4314

農畜産課
電話 0987-23-4313

宮崎県北諸県農林振興局

地域農政企画課
電話 0986-23-4507

農村計画課
電話 0986-23-4514

農畜産課
電話 0986-23-4509

宮崎県西諸県農林振興局

地域農政企画課
電話 0984-23-3165

農村計画課
電話 0984-23-4187

農畜産課
電話 0984-23-3166

宮崎県児湯農林振興局

地域農政企画課
電話 0983-22-1364

農村計画課
電話 0983-22-1367

農畜産課
電話 0983-22-1365

宮崎県東臼杵農林振興局

農政水産企画課
電話 0982-32-6135

農村計画課
電話 0982-32-6137

農畜産課
電話 0982-32-6136

宮崎県西臼杵支庁

農政水産課
電話 0982-72-2108

農政水産課
電話 0982-72-2108

農政水産課
電話 0982-72-2108

② 宮崎県多面的機能推進協議会 (県土地改良事業団体連合会)

電話 0985-24-3361

令和7年度多面的機能支払交付金制度取組状況について

○多面的機能支払交付金制度の概要

多面的機能支払交付金は、農業・農村の国土保全や景観形成等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援する制度で、農地や水路や農道などの農業用施設を保全する活動を実施する活動組織に対して、保全する農地の面積に応じて、交付金を交付します。(費用の負担：国1/2、県1/4、市町村1/4) ○令

○令和7年度多面的機能支払交付金の取組面積について

令和7年度の取組面積は令和6年度実績の27,501haから225ha減の27,276haとなる見込みです。

令和7年度は、新規活動組織が9組織立ち上がった他、既存の広域活動組織に新規5組織が加入しました。

一方、5年間の活動計画の更新の機会に活動を断念した活動組織は18組織でした。その背景は、実施する役員のなり手不足や過疎化・高齢化に伴う活動参加人数の減少等により、将来の活動継続に不安を抱える活動組織が増加しており、これらの組織に対する支援が急務となっています。

※詳細は、別添の市町村別取組状況を参照ください。

○宮崎県の推進体制について

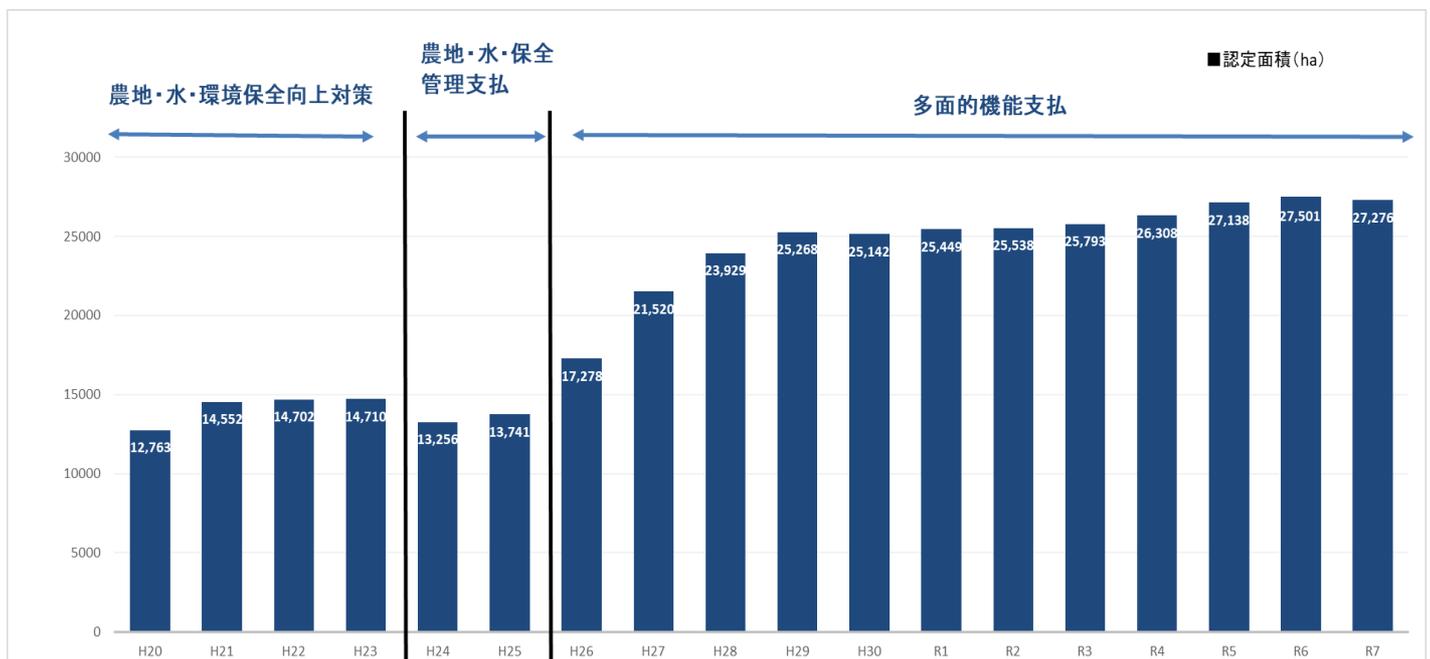
本交付金による取組の推進に当たっては、県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、県、市町村、農業者団体等から構成する宮崎県多面的機能推進協議会(以下、「協議会」という。)を地域の推進体制に位置づけています。

令和7年度は、以下のような取組目標を掲げ、本交付金による取組の推進を図りました。

- ① 市町村の推進計画に基づいた推進活動の実施
- ② 活動終期を迎える組織に対する活動の継続の促進
- ③ 令和7年度新規設立組織の着実な計画認定の支援
- ④ 優良事例の横展開や活動継続を目的とした九州「農地・水・環境保全」フォーラムの開催
- ⑤ 活動組織への支援を目的としたパンフレットや手引きの配布及び目地補修講習会の開催
- ⑥ 本交付金の啓発促進を図るため、ホームページや広報誌を活用した広報

○農地維持の市町村別取組状況

市町村名	令和6年度実績		令和7年度実績(見込)			
	活動組織	認定面積	実績		前年度からの増減	
			活動組織	認定面積	活動組織	認定面積
宮崎市	99	5,079	94	4,915	△ 5	△ 163
都城市	71	3,945	62	3,897	△ 9	△ 48
延岡市	14	795	15	821	1	26
日南市	38	1,694	35	1,544	△ 3	△ 149
小林市	28	2,939	27	2,909	△ 1	△ 30
日向市	11	522	13	540	2	18
串間市	25	1,355	24	1,334	△ 1	△ 21
西都市	15	1,969	14	1,937	△ 1	△ 32
えびの市	12	1,175	12	1,258	0	83
三股町	1	589	1	589	0	△ 0
高原町	4	43	5	151	1	109
国富町	19	915	19	914	0	△ 0
綾町	1	306	1	303	0	△ 3
高鍋町	1	532	1	530	0	△ 2
新富町	7	634	7	632	0	△ 2
木城町	9	1,797	9	1,825	0	28
川南町	11	936	11	947	0	11
都農町	2	178	2	178	0	0
門川町	8	207	9	203	1	△ 4
椎葉村	0	8	1	8	1	0
美郷町	33	462	34	497	1	35
高千穂町	9	612	10	620	1	8
日之影町	1	411	1	365	0	△ 45
五ヶ瀬町	1	398	1	355	0	△ 42
計	420	27,501	408	27,276	△ 12	△ 225



令和7年度中山間地域等直接支払制度の取組状況について

○中山間地域等直接支払制度について

中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施されています。

地域で取り組まれている農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の1/2、県が1/4、市町村が1/4（特認地域は1/3ずつ）を負担し、自治体を通じた支援を中山間地域の農業者に行っています。

5年間以上農業生産活動を行うことが要件となっており、5年周期で制度（加算措置等）の内容が変わります。令和7年度からは第6期対策が開始されました。

○令和7年度の取組状況について

令和7年度の取組面積は令和6年度実績から558ha減の4,664ha、協定数は26協定減の323協定、交付金額は6,472千円減額の832,202千円となる見込みです。

今年度は、第6期対策の初年度にあたり、県と市町村との担当者会議を2回（5月、12月）実施し、新たな加算措置等のメリットを最大限に活用し、農村との関わりを持つ者の参画や複数集落のネットワーク化等、地域資源の保全・活動継続のための体制づくりを推進しました。また、集落協定や市町村の事務負担の軽減を図るための事務支援システムを構築し、市町村や集落協定における活用を推進しました。

新設されたネットワーク化加算については、現在、県内323集落のうち61協定がすでに取組をはじめており、取組面積が大きな五ヶ瀬町においては、12協定が新たにネットワーク化を形成するなど、モデル的な取組も進めています。

今後も、集落協定の体制強化、農業生産活動の継続に向けて、市町村と県とが連携し、体制強化の取組等を推進して参ります。

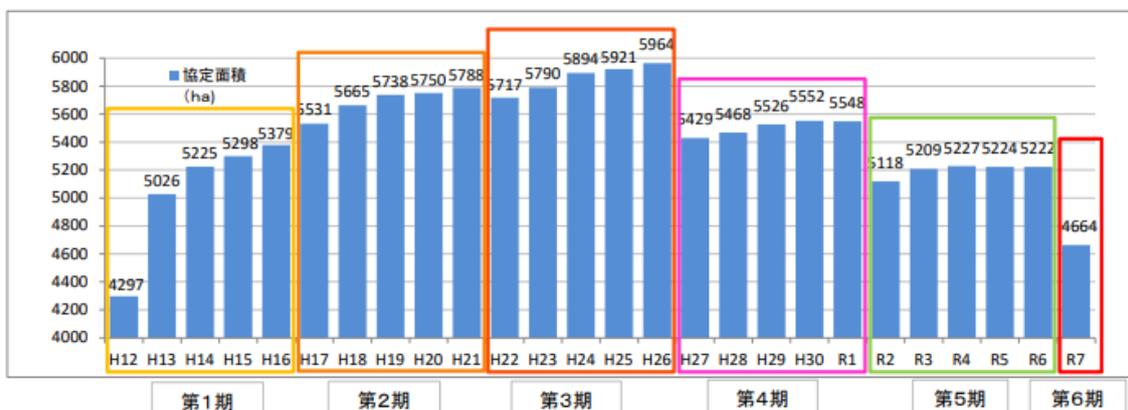


○中山間地域等直接支払制度の市町村別取組状況

(単位：ha、千円)

	令和6年度実績			令和7年度					
				実績見込み			令和6年度実績からの増減		
	協定数	協定面積	交付金額	協定数	協定面積	交付金額	協定数	協定面積	交付金額
綾町	5	45.0	3,080	4	43.1	3,363	△1	△1.9	283
日南市	36	620.8	40,990	25	458.3	31,074	△11	△162.5	△9,917
串間市	4	37.0	4,912	4	37.0	5,642	0	0.0	730
三股町	1	2.7	569	1	2.7	569	0	0.0	0
都城市	1	36.4	7,643	2	42.9	8,983	1	6.5	0
小林市	28	321.0	47,715	25	284.6	44,169	△3	△36.4	△3,546
えびの市	8	118.5	20,152	8	120.8	20,172	0	2.3	20
高原町	10	600.9	48,073	10	590.2	47,218	0	△10.7	△855
西都市	18	177.2	15,743	17	161.6	17,386	△1	△15.6	1,643
西米良村	6	19.9	2,900	6	20.0	2,948	0	0.2	47
木城町	4	17.4	1,732	4	15.9	1,463	0	△1.5	△270
都農町	1	2.6	534	0	0.0	0	△1	△2.6	△534
延岡市	29	270.6	46,553	28	249.6	38,530	△1	△21.0	△8,024
日向市	7	44.4	10,251	6	41.5	9,649	△1	△2.9	△602
門川町	1	6.7	412	0	0.0	0	△1	△6.7	△412
諸塚村	14	113.5	16,782	14	113.5	24,760	0	△0.1	7,979
椎葉村	31	162.3	26,641	29	131.7	34,184	△2	△30.6	7,543
美郷町	40	650.2	87,515	38	598.6	94,331	△2	△51.6	6,816
高千穂町	45	1,134.3	256,247	45	1,016.0	260,202	0	△118.3	3,955
日之影町	5	437.4	113,451	5	380.8	105,406	0	△56.5	△8,045
五ヶ瀬町	55	403.5	86,779	52	355.2	82,155	△3	△48.3	△4,624
県合計	349	5,222.2	838,674	323	4,663.9	832,202	△26	△558.3	△6,473

○取組面積の推移（平成12～令和7年度）



○参考：ネットワーク化加算、スマート農業加算の概要)

③ ネットワーク化加算

第6期対策から

複数の集落協定間でのネットワーク化、統合等を行った上で、主導的な役割を担う人材の確保と農業生産活動等の継続のための活動を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：①又は②の集落協定農用地

- ① 20ha以上のネットワーク化（協議会等を設置する場合に限る）又は20ha以上の統合を行った協定
- ② 新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した上で、新たに参画する組織を含めて2組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画する協定（同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合に限る）

単 価：10,000円/10a（～5ha部分）
 4,000円/10a（5～10ha部分）
 1,000円/10a（10～40ha部分）
 （地目にかかわらず）

上限額：100万円/年度
※統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定

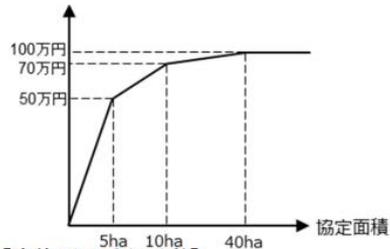
取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ 高収益作物の作付面積を現状の○haから△haまで増加させる。
- ・ 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の○%で機械利用の共同化を行う。
- ・ 加工品の開発、販売を行い、販売額を○円から△円に増加させる。
- ・ 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を○名確保する。
- ・ ○○○の営農ボランティアを現状の△名から□名に増員する。
- ・ 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を○人から△人に増加させる。

○協定面積と加算額のイメージ図



【実施が必要な活動】

- 主導的な役割を担う人材（地域内の組織が行う活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者）の確保
- 設定した目標達成に向けた農業生産活動等の継続のための取組（担い手等の人材確保、草刈等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化 など）

④ スマート農業加算

第6期対策から

スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：5,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：定量的な目標を1つ以上定める。

目標設定例：

- ・ ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる）。
- ・ リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる（リモコン式自走式草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる）。

【対象活動の例】

- リモコン式自走草刈機による除草
- ドローンによる播種・防除・農薬散布
- 水管理システムや自動鳥獣捕獲機の導入 など



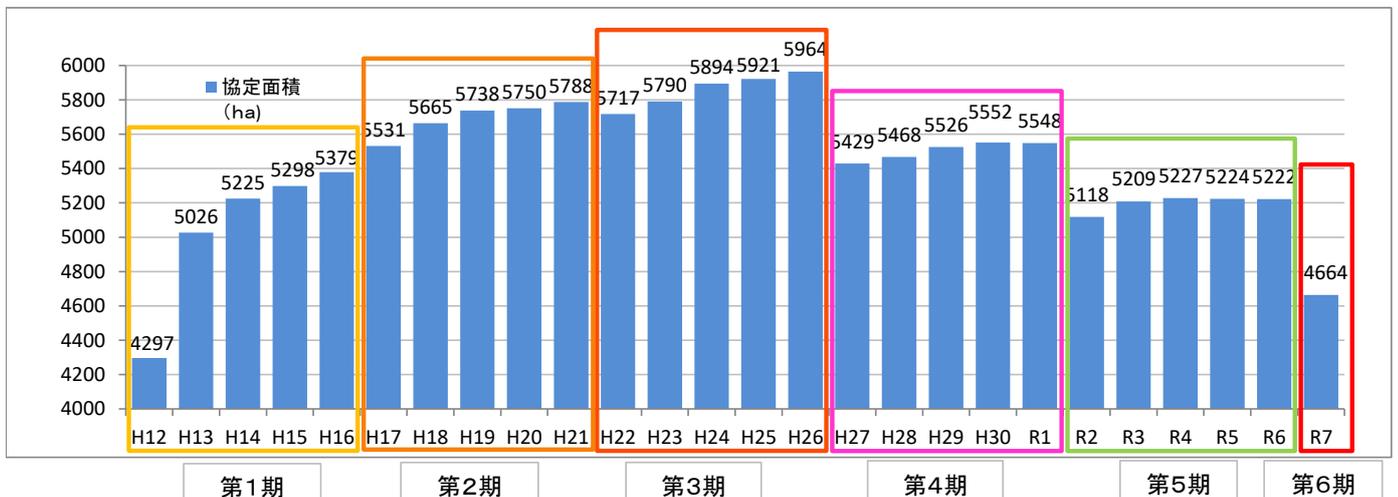
自走式草刈機の導入 ドローンによる防除作業

中山間地域等直接支払制度の取組状況 ○市町村別実施状況（令和6年度及び令和7年度）

（単位：ha、千円）

	令和6年度実績			令和7年度					
				実績見込み			令和6年度実績からの増減		
	協定数	協定面積	交付金額	協定数	協定面積	交付金額	協定数	協定面積	交付金額
綾町	5	45.0	3,080	4	43.1	3,363	△ 1	△ 1.9	283
日南市	36	620.8	40,990	25	458.3	31,074	△ 11	△ 162.5	△ 9,917
串間市	4	37.0	4,912	4	37.0	5,642	0	0.0	730
三股町	1	2.7	569	1	2.7	569	0	0.0	0
都城市	1	36.4	7,643	2	42.9	8,983	1	6.5	0
小林市	28	321.0	47,715	25	284.6	44,169	△ 3	△ 36.4	△ 3,546
えびの市	8	118.5	20,152	8	120.8	20,172	0	2.3	20
高原町	10	600.9	48,073	10	590.2	47,218	0	△ 10.7	△ 855
西都市	18	177.2	15,743	17	161.6	17,386	△ 1	△ 15.6	1,643
西米良村	6	19.9	2,900	6	20.0	2,948	0	0.2	47
木城町	4	17.4	1,732	4	15.9	1,463	0	△ 1.5	△ 270
都農町	1	2.6	534	0	0.0	0	△ 1	△ 2.6	△ 534
延岡市	29	270.6	46,553	28	249.6	38,530	△ 1	△ 21.0	△ 8,024
日向市	7	44.4	10,251	6	41.5	9,649	△ 1	△ 2.9	△ 602
門川町	1	6.7	412	0	0.0	0	△ 1	△ 6.7	△ 412
諸塚村	14	113.5	16,782	14	113.5	24,760	0	△ 0.1	7,979
椎葉村	31	162.3	26,641	29	131.7	34,184	△ 2	△ 30.6	7,543
美郷町	40	650.2	87,515	38	598.6	94,331	△ 2	△ 51.6	6,816
高千穂町	45	1,134.3	256,247	45	1,016.0	260,202	0	△ 118.3	3,955
日之影町	5	437.4	113,451	5	380.8	105,406	0	△ 56.5	△ 8,045
五ヶ瀬町	55	403.5	86,779	52	355.2	82,155	△ 3	△ 48.3	△ 4,624
県合計	349	5,222.2	838,674	323	4,663.9	832,202	△ 26	△ 558.3	△ 6,473

○県内取組面積の推移（平成12年度～令和7年度）



中山間地域等直接支払交付金第6期対策における 棚田地域振興活動加算の目標設定について

1 概要

中山間地域等直接支払交付金については、第6期対策においても引き続き「棚田地域振興活動加算」が措置されており、対策期の初年度にあたり、当該加算の目標設定について、第三者機関（本懇話会）による確認・意見聴取を行うこととされています。（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の2）

棚田地域振興活動加算については、認定棚田地域振興活動計画（以下「認定計画」）に基づき、集落協定ごとに棚田地域の振興を図る取組として、定量的な目標を設定して取組を行う場合に加算されるものです。

（下記、目標設定：ア～ウの3項目）

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地

※ ネットワーク化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・スマート農業の各加算、集落機能強化加算の経過措置と同一農用地を対象とした重複はできません。

単 価：10,000円/10a（急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上）

上限額：なし

取組期間：1～5年

目標設定：ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による
棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

目標設定例：

ア：○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、▲人から■人に増加させる。

イ：食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を▲トン/円から■トン/円に増加させる。

ウ：棚田の周辺に直売所（農家レストラン）を整備し、年間●円の売り上げを達成する。

なお、加算の前提要件である認定計画については、棚田地域振興法の改正（5年間、令和12年3月末まで延長）に伴い、今年度全て更新されております。

（参考）県内の指定棚田地域振興活動計画の認定状況

延岡市	（延岡市指定棚田地域振興協議会）	R7. 10月	更新認定
日向市	（日向市指定棚田地域振興協議会）	R7. 10月	更新認定
高千穂町	（高千穂町指定棚田地域振興協議会）	R7. 11月	更新認定
日之影町	（日之影町指定棚田地域振興協議会）	R7. 11月	更新認定
五ヶ瀬町	（五ヶ瀬町指定棚田地域振興協議会）	R7. 11月	更新認定
高鍋町	（四季彩のむら棚田地域振興協議会）	更新申請中	（中山間直払は未実施）

2 棚田地域振興活動加算の目標設定

認定計画に基づき、18 集落協定において、棚田地域の振興を図る取組を行うものとしております。

市町村	集落協定	目標設定		
		ア 棚田等の保全	イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
延岡市	上崎	大型草刈機を所有している構成員から集落で借用し、棚田地域内の 100ha において共同草刈り作業を行う。	棚田地域の後作に菜の花の植栽を行って、植栽面積を 130a から 150a に増加して、良好な景観を作成する。(棚田の価値を活かした活動)	集落でミカン祭りなどの交流イベントを年 1 回以上開催し、50 人の参加者を確保する。(集落機能強化)
日向市	八重原	八重原棚田の保全に取り組む人数を 13 人を維持する。(第 5 期対策目標 9 人→10 人)	八重原棚田における米の作付面積 521.3a 維持・管理する。	八重原棚田において農村交流体験(自然体験、農作業体験等)取組を年 1 回開催する。(現在年 1 回)。
日向市	上松葉山	上松葉山棚田の保全に取り組む人数を 8 人から 9 人に増加させる。(第 5 期対策目標 7 人→8 人)	上松葉山棚田における温州ミカンやへべす等のカンキツの作付面積を維持・管理させる。(畑: 187,217 m ²)	上松葉山棚田において農村交流体験(自然体験、農作業体験等)取組を年 1 回開催する。(現在年 1 回)。
日向市	高森山	高森山棚田の保全に取り組む人数を 4 人を維持する。(第 5 期対策目標 3 人→4 人)	高森山棚田におけるへべす等の作付面積を維持する。(畑: 105,369 m ²)	高森山棚田において農村交流体験(自然体験、農作業体験等)取組を年 1 回開催する。(現在年 1 回)。
日向市	馬込奥	馬越奥棚田の保全に取り組む人数を 4 人を維持する。(第 5 期対策目標 3 人→4 人)	馬越奥棚田における新規作物(スイートコーンまたはもち米)を 3a 作付する。	馬越奥棚田において農村交流体験(自然体験、農作業体験等)取組を年 1 回開催する。(現在年 1 回)。
高千穂町	上川登	棚田の保全に取り組む人員を新たに 1 人以上確保する。	肥料散布についてドローンを使用して 1ha 以上の農地で実施する。	協定で運営する直売所の売り上げを 10% 増加させる。
高千穂町	中川登	ドローンを利用した施肥作業について地域棚田の 3% 以上で実施する。	コミュニティーサロン開催時やレクリエーション活動に合わせて年間 5 名以上の送迎支援を行う。	地域の景観を活かし交流人口を増やす。 展望台に案内看板を設置し地域の良さを PR する。

高千穂町	山附	棚田の保全に取り組む人材育成、消防団を中心とした草刈り作業隊を発足し、10人を目標に確保する。	粉碎機を導入し、法面管理と草・木を堆肥化し棚田の地力向上を図る。 10tの堆肥化を目指す。	・徳別当棚田の案内看板を設置する。 ・地域全体に魅力ある棚田をつくるため、畦畔に彼岸花等の景観作物を植える。
高千穂町	大平	農作業受託組合を立ち上げ、受託作業者を5人確保・維持する。	共同取組による畦塗りを田の面積の50%で実施する。	棚田神楽、棚田キャンプを実施し30人の集客を達成する。
高千穂町	下野西	棚田保全に関わる非農業者を含めた人材を確保し、自走式草刈り機等を活用して草刈隊を発足する。	水稻以外の作物の作付に挑戦し、直売所の取扱品目を新たに2品目増やす。	地域の振興を深めるため、大豆の収穫祭を実施して関係人口を2人増やす。
日之影町	七折西広域	指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を39.1ha(R6)から1ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、中山間地域等直接支払交付金の取組や町内行事等の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。
日之影町	七折中央広域	指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を39.8ha(R6)から1.5ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、中山間地域等直接支払交付金の取組や町内行事等の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。
日之影町	七折東広域	指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を16.5ha(R6)から1ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、中山間地域等直接支払交付金の取組や町内行事等の観光PR

				チラシを作成し情報発信を行う。
日之影町	岩井川広域	指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を19.5ha（R6）から1ha増加する。	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、中山間地域等直接支払交付金の取組や町内行事等の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。
日之影町	分城広域	指定棚田地域の農業体制を継続し、耕作放棄地の拡大を抑制するため、農作業の受託を行う担い手協議会会員を新規で1名以上登録する。	農業の生産性の向上・効率化を図るため、ドローンを活用した防除面積を19.0ha（R6）から0.5ha増加する	指定棚田地域に繋がる道路の草刈等を行い、来訪者のアクセス改善に繋げ、関係人口に繋がる交流事業を年間1回以上行うとともに、中山間地域等直接支払交付金の取組や町内行事等の観光PRチラシを作成し情報発信を行う。
五ヶ瀬町	内の口	・協定参加者のみで開催していた総会を集落住民を含めて棚田保全へ向けた研修会を実施することで、棚田保全への取り組み人員を新たに1名確保する。	・鳥獣被害の防止・減少に向け進入防止柵や捕獲檻の設置を図る。（設置0基→3基） ・ユネスコ無形文化遺産である「荒踊」の後継者育成のため、地域の小学校で継承教室を行う。（年6回→年10回）	・棚田地域を紹介し、認知度を高めるとともに交流人口増加を図るためパンフレットを作成し配布する。（300部）
五ヶ瀬町	宮野原	・協定参加者のみで開催していた総会を集落住民を含めて棚田保全へ向けた研修会を実施することで、棚田保全への取り組み人員を新たに1名確保する。	・鳥獣被害の防止・減少に向け進入防止柵や捕獲檻の設置を図る。（設置0基→3基） ・交流人口の増加を図るとともに、地域活性化を図るため、田植え ・稲刈り交流会を実施する。（参加者30名→40名）	・棚田地域を紹介し、認知度を高めるとともに交流人口増加を図るためパンフレットを作成し配布する。（300部）

五ヶ瀬町	日蔭	<ul style="list-style-type: none"> ・協定参加者のみで開催していた総会を集落住民を含めて棚田保全へ向けた研修会を実施することで、棚田保全への取り組み人員を新たに1名確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害の防止・減少に向け進入防止柵や捕獲檻の設置を図る。(設置0基→3基) ・ふるさと納税の返礼品として、業務委託業者への卸売数量を増加させ、五ヶ瀬米の認知度向上と水稻栽培経営の安定化を図る。(卸売数量：年間10kg→100kg) 	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田地域を紹介し、認知度を高めるとともに交流人口増加を図るためパンフレットを作成し配布する。(300部) ・棚田の畦畔への植栽による景観形成を行い「棚田フットパス」の交流人口(参加者)を5名増加させる。
------	----	---	--	---

令和7年度環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について

○環境保全型農業直接支払交付金について

環境保全型農業直接支払交付金は、意欲ある農業者が農業を継続出来る環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する農業を実施する取組に対して支払われます。

具体的には、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う堆肥の施用、緑肥の施用、有機農業等の取組があります。

○令和7年度取組状況について

令和7年度取組面積は、令和6年度実績の734haから173ha増の907ha、事業費は、令和6年度実績の68,897千円から20,984千円増の89,881千円に増加する見込みです。

特に、有機農業取組が413haから137ha増の550haとなり、増加面積の大部分を占めています。宮崎市や高原町、川南町、高千穂町など、各市町村での有機農業取組が増加したことに加え、今年度から新たに西都市で有機農業に取り組む団体が1団体増えたことにより取組面積が増加しています。

有機農業に限らず、環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は年々増加しており、農業者の環境保全型農業への関心の高さがうかがえます。

また、令和4年7月1日に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）が施行され、環境保全型農業への気運が高まっています。

今後も環境保全型農業に関心のある農業者等に広く呼びかけ、制度の推進を図って参ります。



有機農業でのレタス栽培

環境保全型農業直接支払交付金の取組状況

○市町村別実施状況(令和6年度及び令和7年度)

※取組数は、団体数(対象者数)を記載。

(単位 経営体, ha, 千円)

市町村名	令和6年度実績			令和7年度					
	取組数	面積	交付金額	実績(見込み) R7.10月末時点			令和6年度からの増減		
				取組数	面積	交付金額	取組数	面積	交付金額
宮崎市	1	148.2	11,471	1	154.7	12,412	0	6.5	941
都城市	1	84.9	4,708	1	91.1	4,970	0	6.2	262
日南市	2	26.1	2,509	2	26.1	2,524	0	0.0	15
小林市	1	145.1	14,078	1	155.0	15,190	0	9.9	1,112
日向市	1	15.7	1,632	1	43.9	2,974	0	28.3	1,342
西都市	2	4.2	580	3	26.8	3,480	1	22.6	2,900
えびの市	1	81.2	7,693	1	71.8	7,599	0	△ 9.4	-94
高原町	1	4.3	512	1	38.0	4,413	0	33.7	3,901
国富町	1	23.2	1,616	1	43.2	3,188	0	20.0	1,572
綾町	1	67.5	9,100	1	69.9	10,108	0	2.3	1,008
高鍋町	2	33.7	3,677	2	36.0	4,947	0	2.3	1,270
新富町	1	16.7	2,005	1	17.6	2,468	0	0.9	463
木城町	1	4.4	578	1	4.6	687	0	0.2	109
川南町	2	25.0	2,998	2	58.0	7,681	0	33.0	4,683
都農町	1	4.9	590	1	9.2	1,215	0	4.3	625
高千穂町	2	20.3	1,261	2	32.9	1,974	0	12.6	713
日之影町	1	4.1	491	1	4.1	491	0	0.0	0
五ヶ瀬町	1	24.6	3,398	1	24.3	3,560	0	△ 0.3	162
合計	23	733.9	68,897	24	907.0	89,881	1	173.0	20,984

○県内の取組面積の推移(平成27年度～令和7年度)

